

軽自動車税

税率改正のお知らせ

平成26年度の税制改正により、全国で平成27年度課税から軽自動車税が引き上げになります（下表のとおり）。

また、平成28年度課税からは、三輪と四輪以上の軽自動車のうち、初度検査年月（最初の軽自動車新規登録年月）から13年を経過した車両は、軽自動車の環境保全対策の観点から制度化される経年重課（割増し税率）が適用されます。ご理解とご協力をお願いします。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。また、軽自動車税には月割の制度がありません。年度の途中で廃車や名義変更などをされても、年額の納付となり還付はありません。廃車・名義変更などを予定されている場合は、3月末までに早めの届出を。

平成27年度の軽自動車税納税通知書は、5月中旬発送の予定です。

▼軽自動車税の税率改正についてのお問い合わせは、税務課（☎66・1026）へ。



◆原動機付自転車および二輪車等の税率

平成27年4月1日から下表の税率に変わります。（単位：円）

車種区分	税率（年額）		
	改正前 (平成26年度まで)	改正後 (平成27年度から)	
原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,000
	50cc超 90cc以下	1,200	2,000
	90cc超 125cc以下	1,600	2,400
	ミニカー	2,500	3,700
軽二輪車	125cc超 250cc以下	2,400	3,600
小型二輪車	250cc超	4,000	6,000
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,000
	その他	4,700	5,900

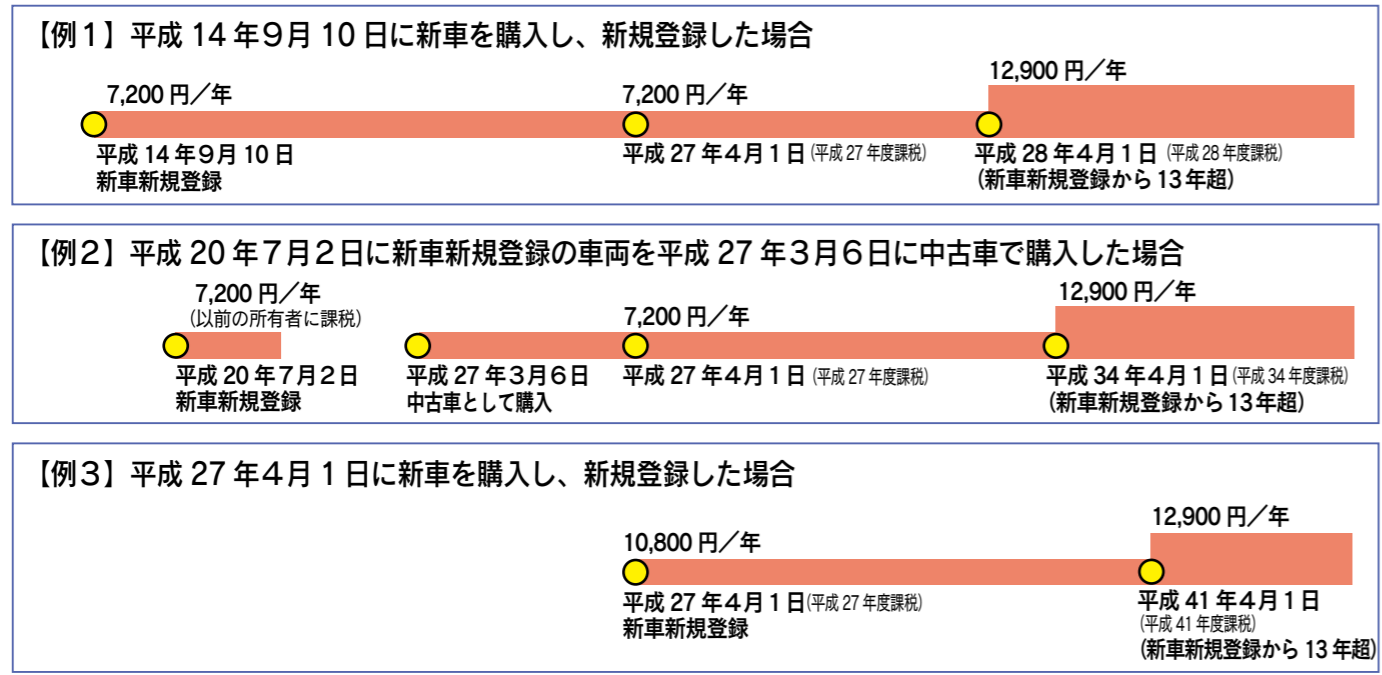
◆三輪と四輪以上の軽自動車の税率

- ◇平成27年4月1日以後に新車新規登録をされる軽自動車から改正後の新税率が適用されます。
- ◇平成27年3月31日までに登録済の軽自動車は、経過措置により平成27年度以後も改正前の旧税率に据え置かれます。
- ◇ただし、いずれの三輪及び四輪以上の軽自動車も新車新規登録から13年を超える車両については、平成28年度課税以後 **経年重課税率（割増し税率）**が適用されます。
- ◇電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・電力併用軽自動車および被けん引車は、経年重課の対象から除外され、廃車するまで同じ税率となります。

（単位：円）

車種区分	税率（年額）					
	初度検査年月		経年重課			
	平成27年3月31日以前 の登録車両 (改正前の旧税率)	平成27年4月1日以後 の登録車両 (改正後の新税率)	新車新規登録から 13年を超えた車両 (平成28年度から適用)			
軽自動車	三輪 660cc以下		3,100	3,900	4,600	
	四輪以上 660cc以下	乗用	家用	7,200	10,800	12,900
			営業用	5,500	6,900	8,200
		貨物用	家用	4,000	5,000	6,000
営業用			3,000	3,800	4,500	

軽自動車 四輪乗用自家用車の税率例



税率改正Q&A

よくある質問にお答えします



【問】平成27年度の四輪の軽自動車の税額はどのようになるのですか？

【答】平成27年4月1日以後に新車新規登録をした車両の税額が新税額（改正後税額）の対象になります。平成27年3月31日以前に新車新規登録をした車両は旧税額（改正前税額）となります。

【問】新車新規登録から13年を経過した四輪の軽自動車は、いつから税額が高くなるのですか？

【答】車検証に記載されている初度検査年月から数えて13年目になる月の属する年度の翌年度から経年重課（割増し税率）の税額になります（この改正は、平成28年度課税から実施）。

【問】四輪の軽自動車の中古車を購入した場合、中古車であればすべて旧税額が適用されるのですか？

【答】購入されたその四輪の中古軽自動車の初度検査年月によって決定します。中古車でも初度検査年月が平成27年4月1日以後ならば新税額になり、平成27年3月31日以前であれば旧税額となります。ただし、初度検査年月から13年を経過した四輪の軽自動車は、すべて経年重課の税額になります。

【問】原動機付自転車や小型二輪車、小型特殊自動車等の税額はどのようになるのですか？

【答】平成27年度以後は、すべて改正後の新税額となります。なお、原動機付自転車や二輪車等には経年重課の適用はありません。

【問】四輪の軽自動車を新車で購入・登録するうえで、(A)平成27年3月31日に購入・登録する場合 (B)平成27年4月1日に購入・登録する場合 (C)平成27年4月2日に購入・登録する場合 それぞれ税額の違いはどのようにになりますか？

【答】次のようになります。

(A) 平成27年度税額7,200円。平成28年度以後も7,200円の旧税額が適用されます。平成40年度から経年重課の税額12,900円になります。

(B) 平成27年度税額10,800円。平成28年度以後も10,800円の旧税額が適用されます。平成41年度から経年重課の税額12,900円になります。

(C) 平成27年度は4月1日に所有している車両ではないため課税はありません。平成28年度以後は、10,800円の旧税額が適用されます。平成41年度から経年重課の税額12,900円になります。